

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する

施策目標の概要及び達成すべき目標
防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。

業績指標	
指標番号	業績指標名
32	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合
33	防災指針を作成する市町村数
34	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策）
35	災害時における機能確保率（①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場）＊
36	① 住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率＊

業績指標の分析

(32) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合

目標達成状況の評価B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	64%	65.9%	67.6%	69.3%	70.0%	集計中	75%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

○防災公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進した。

予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円、防災・安全交付金 8,707 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和 6 年度国費）
社会資本整備総合交付金 5,492 億円、防災・安全交付金 8,313 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和 5 年度国費）

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度の実績値は集計中であるが、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合は令和 5 年度 70%、令和 4 年度 69.3%と着実に増加している。しかしながら過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、B 評価とした。その要因として、限られた予算の中で、公園施設の老朽化対策等も実施する必要があることから、進展が大きくなかったことが挙げられる。

(課題の特定)

近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

(34) 危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (②地域防災力の向上に資するソフト対策)

目標達成状況の評価	A
-----------	---

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R7 年度
実績値	約 46%	92%	92%	100%	100%	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。
予算額：防災・安全交付金 8,515 億円の内数（令和 5 年度）
防災・安全交付金 8,707 億円の内数（令和 6 年度）
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備に対して支援を行った。
予算額：密集市街地総合防災事業 42 億円（令和 5 年度）
密集市街地総合防災事業 40 億円（令和 6 年度）
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・令和 5 年度において、建替え困難な未接道敷地等における防火改修等の取組及び斜面地等における老朽建築物等の除却、地方公共団体と協定を結んだ民間事業者等による広場整備への支援を強化した。

(その他の外部要因の状況)

高齢化の進展、建築費の高騰

(目標の達成状況に関する分析)

地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和5年度末時点で100%と前倒しで目標を達成したことから、Aと評価した。

(課題の特定)

(35) 災害時における機能確保率 (③ポンプ場) *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 31%	約 34%	約 37%	約 38%	約 40%	(集計中)	約 38%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 21 年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和 4 年度までの制度を、令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間延伸した。

さらに、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの急所施設などの耐震化状況について緊急点検を実施し、緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請するとともに、上下水道システムの急所施設などの耐震化を集中的に支援するため、「下水道基幹施設耐震化事業」を創設した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 5 年度の実績値は約 40% (1, 667 箇所/4, 143 箇所) であり、目標値である約 38%を達成していることから、A と評価した。「下水道総合地震対策事業」による支援を継続するとともに、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策や、新たに創設した「下水道基幹施設耐震化事業」による集中的な支援を行い、更なる事業推進を図る。

(課題の特定)

—

(36) ①住宅の耐震化率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	約 87%	—	—	—	約 90%	—	おおむね 解消
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成 25 年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設（令和 3 年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業））している。
- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成 30 年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり 100 万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。また、令和 6 年度補正予算において、耐震改修に係る補助限度額を引き上げた。
- ・平成 25 年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、令和 6 年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置を令和 7 年 12 月までに延長するとともに、固定資産税の減額措置を令和 7 年度末まで延長した。
適用実績：所得税 2,215 件（令和 5 年（推計））、固定資産税 5,131 件（令和 5 年度）
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸付けを行っている。また、令和 6 年度補正予算において、高齢者が耐震改修により一層取り組みやすくなるよう、住宅金融支援機構と提携する民間金融機関によるリバースモーゲージ型の融資について、無利子・低利子化する制度を創設した。
- ・平成 26 年 12 月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成 26 年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成 26 年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。
- ・令和 2 年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設し、令和 2 年度及び令和 3 年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設した。
適用実績：0 件（令和 5 年度）

(その他の外部要因の状況)

住宅・建築物の耐震改修等のペースに影響する建築費の高騰等の経済状況等の変化

(目標の達成状況に関する分析)

住宅の耐震化率については、5 年ごとに実施される住宅・土地統計調査結果をもとに実績値を推計している。平成 30 年の約 87%から令和 5 年は 90%に 3 ポイント上昇し、堅調に推移しているものの、目標年（令和 12 年）の目標達成は難しいと考えられることから B と評価した。その要因としては、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化が進んでいないことなどが考えられる。

(課題の特定)

- ・耐震性不十分な住宅の耐震改修、除却・建替え、非居住化や、新しい住宅の供給が進んだことにより、住宅の耐震化率は伸びてきているものの、建て方別で耐震化率を見ると、耐震性不十分な住宅の約 8 割が戸建て住宅であることから戸建て住宅の耐震化を促進していく必要がある。
- ・市町村別の耐震化率では、約 9 割の市町村が全国値の 90%を下回っており、また、耐震化率が低い市町村は高齢化率が高い傾向が見られるため、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化を進めていく必要がある。

(36)②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値				目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	要緊急 約 89% (要安全含む 約 74%)	要緊急 約 90% (要安全含む 約 73%)	要緊急 約 90% (要安全含む 約 71%)	要緊急 約 92% (要安全含む 約 71%)	要緊急 約 93% (要安全含む 約 72%)	おおむね 解消
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成 25 年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、耐震対策緊急促進事業を創設し、国が重点的・緊急的に支援している。(令和 3 年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)として実施)
- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置(2 年間 1 / 2 減額)を講じている。令和 5 年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和 8 年 3 月末まで延長した。

適用実績 : 296 件 (令和 5 年度)

(その他の外部要因の状況)

住宅・建築物の耐震改修等のペースに影響する建築費の高騰等の経済状況等の変化

(目標の達成状況に関する分析)

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率については、要緊急安全確認大規模建築物に関しては堅調に推移しており、要安全確認計画記載建築物のうち防災拠点建築物についても低位であるが、比較的高い伸び率となっている。

一方、避難路沿道建築物については、大半が民間建築物であり、耐震改修等に係る費用の負担や関係者の合意形成などの支障により令和 6 年で 36%前後と低位で停滞しており、耐震診断義務付け対象建築物全体では達成が難しいものと考えられることから B と評価した。

(課題の特定)

耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)は公共建築物の割合が高いことから耐震化が進んでいる一方、要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)は約 98%が民間建築物であることから耐震化率が低位で停滞しており、民間建築物が主体である要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化を進めていく必要がある。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ③ 相当程度進展あり
（判断根拠） 業績指標 5 個（細分類 9 個）のうち、A が 5 個、B が 4 個であって、過半数の業績指標は過去の実績等に鑑みると目標の達成が見込まれる又は目標を達成しており、主要な業績指標 2 個（細分類 5 個）のうち、業績指標 35①②③については目標を達成又はおおむね目標に近い実績を示していることから「③ 相当程度進展あり」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 目標達成が見込まれなかった業績指標については、目標の達成に向けて次年度までに、災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備、高齢者世帯が居住する住宅や戸建て住宅の耐震化の促進、民間建築物が主体である要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化の促進、地方公共団体による密集市街地の整備改善の取組に対する支援等の施策の改善について検討する。併せて、順調としている業績指標については、引き続き住宅・市街地における安全・安心度を高めるため、一層の支援を行っていく。

外部有識者のコメント
本施策は防災性の向上を目指した喫緊の課題に対応する重要な施策である。地方公共団体の関心の高さや対応の進展も窺える。業績指標の分析は、それぞれ丁寧に行われているが、進展のある業績指標とそうでない指標の要因を比較したり、進展のある業績指標のノウハウについて進展が遅れている指標への適用可能性を検討することで、本施策の業績指標全体の達成に寄与できるのではないかと考える。（国土交通省政策評価会 鎌田 裕美）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 11 都市局公園緑地・景観課 課長 片山 壮二
・業績指標 32 都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
・業績指標 33 担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）
・業績指標 34 担当課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治） 関係課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太） 都市局市街地整備課（課長 小川 博之） 都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治） 都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二） 住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 畑 めぐみ） 住宅局市街地建築課（課長 田中 政幸）
・業績指標 35 担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 （課長 吉澤 正宏）
・業績指標 36 担当課：住宅局建築指導課（課長 松野 秀生） 関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治） 住宅局住宅生産課（課長 前田 亮） 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗） 住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 杉田 雅嗣）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	下水道事業	004053
2	都市公園防災事業	004101
3	都市安全確保促進事業	004102
4	地下街防災推進事業	004103
5	住宅市街地総合整備事業	004107
6	密集市街地総合防災事業	004108
7	空き家対策総合支援事業	004109
8	地域居住機能再生推進事業	004110
9	スマートウェルネス住宅等推進事業	004112
10	マンションストック長寿命化等モデル事業	004116
11	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	004582
12	雨水出水浸水想定区域における避難に資するトリガー情報についての検討経費	004626
13	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業	004627
14	こどもみらい住宅支援事業	006104
15	こどもエコすまい支援事業	007266
16	建築 BIM 加速化事業	007267
17	上下水道行政の一元化に向けた災害復旧等に関する支援体制の確立	007293
18	優良建築物等整備事業	007294
19	内水浸水予測等を活用した浸水対策の検討経費	007410
20	子育てエコホーム支援事業	007763
21	子育てグリーン住宅支援事業	021055

参考指標の達成状況

施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する

参考指標							
(参 26) 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 (◆)							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	15 団体	77 団体	105 団体	145 団体	229 団体	472 団体	約 800 団体
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) - 平成 28 年度に、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル (案)」を公表し、令和 3 年度に、浸水想定手法等の内容、内水浸水想定区域図の必要性等の記載を充実させ「内水浸水想定区域図作成マニュアル (案)」を改訂するとともに、手順書 (案) を作成して下水道管理者に周知した。 - 令和 4 年度には、内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設し、内水浸水想定区域図の作成を支援した。 - 本省の主催による全国の内水浸水想定区域図の作成担当者に向けた会議を毎年開催し、技術的助言・情報共有を行った。都道府県が管内の市町村に向けて開催する浸水対策に関する勉強会においても積極的に講師として参画し、また、自治体の取組状況について地方整備局と情報共有を密に行うことで、内水浸水想定区域図の作成の促進を図った。							
(その他の外部要因の状況) 事業主体となる地方公共団体と地元との調整状況等							
(目標の達成状況に関する分析) 目標値に対し、実績値は令和 6 年度で 59%であるため B と評価した。内水浸水想定区域図の作成済み団体数については、各自治体に作成の見込を調書で確認しており、令和 6 年度における作成済み団体数は 472 団体、令和 7 年度末における作成済み団体数は 800 団体を越える予定であるため、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。							
(課題の特定) 令和 3 年度の水防法改正により内水浸水想定区域図を作成すべき対象が拡大したことを契機に、自治体での内水浸水想定区域図の作成が本格的に行われることとなった。また、内水浸水想定区域図の作成に必要な浸水シミュレーションには、流域モデルの構築やキャリブレーション (誤差調整) による専門的な検証を伴うため、一定の期間を要することから、令和 6 年度の実績値は目標値の 59%であるが、今後目標値の達成に向けて実績が伸びる見込である。引き続き、都道府県への勉強会の実施を通じた事業の周知や作成見込団体が確実に作成を完了できるようフォローアップを行う必要がある。							

(参 27) 都市再生安全確保計画等の策定数と PDCA サイクルの実施数							
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 5 年度
実績値	100	116	129	147	164	186	150
年度ごとの 目標値		110	120	130	140	150	

(参 28) 災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数

	初期値	実績値					目標値
	H28~H30 年度の平均	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 4 年度
実績値	19	—	—	12	11	0	0
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 29) R17 年度までに災害対応拠点を含む拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムによりエネルギー供給が開始されることが予測される地区数

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R17 年度
実績値	9 地区	11 地区	—	—	—	—	22 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 30) 地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	57%	68%	72%	76%	77%	(集計中)	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 31) 水害時における下水処理場等の機能確保率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
実績値	0 %	7.4%	9.1%	18.3%	(集計中)	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 32) 面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に取り組む対策実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	0 %	2.5%	10%	20%	50%	—	70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	70%	

(参 33) 大規模盛土造成地の安全性を把握する調査に着手した実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	4.1%	6.3%	10.4%	16.7%	21.6%	40.1%	60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 34) 液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	2	3	3	62	25
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 35) 復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	55%	62%	65%	66%	67%	—	75%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—		

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 26

担当課：水管理・国土保全局大臣官房参事官（上下水道技術）（大臣官房参事官 本田 康秀）

・参考指標 27

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 須藤 明彦）

・参考指標 28

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

・参考指標 29

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

・参考指標 30

担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

・参考指標 31

担当課：水管理・国土保全局下水道事業課（課長 吉澤 正宏）

・参考指標 32

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

・参考指標 33・34

担当課：都市局都市安全課（大臣官房参事官 田村 央）

・参考指標 35

担当課：都市局都市安全課（課長 三浦 良平）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【 業 績 指 標 】	(32) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		64% (平成30年度)	75% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 人口5万人以上の都市における、災害応急対策施設(「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」)のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース※が確保された都市数の割合(なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。) <分母>人口5万人以上の都市数 <分子>「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備された都市 ※誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。			
【目標設定の考え方・根拠】 都市の防災機能の向上を図るため、災害発生時に住民が安全に避難できるよう、災害応急対策施設等を備えた広域避難地や防災拠点の整備を推進する。H30年度の実績を踏まえ、令和7年度の目標値約75%を設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)(第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都) 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局公園緑地・景観課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【 業 績 指 標 】	(33)防災指針を作成する市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和2年度)	600 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画に防災指針を記載した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・居住の安全性等の防災・減災対策の取組を推進するため、令和2年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に防災指針を記載することを位置づけ、市町村における防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、コンパクトシティ形成支援チームにおいて、防災に関与する部局により防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築した。 ・都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」の形成・横展開を図り、令和3年4月1日時点には15市町村において防災指針が記載された。 ・令和6年度には600市町村が立地適正化計画を作成していることが見込まれており、また令和2年度の法改正以前に作成された立地適正化計画についてもおおむね5年ごとの評価の際に見直して防災指針を作成することを想定し、令和7年度には作成される全ての立地適正化計画に防災指針が記載されることを目指すこととし、令和7年度末の目標作成都市数を600市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 市町村(立地適正化計画の作成主体)			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	都市局都市計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(34)危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約2,220ha (令和2年度) ②約46% (令和2年度)	①おおむね解消 (令和12年度) ②100% (令和7年度)
【指標の定義】 ①危険密集市街地の面積 危険密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地 ②地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (分子)地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数 (分母)令和2年度末の危険密集市街地の地区数(111地区)			
【目標設定の考え方・根拠】 危険密集市街地の最低限の安全性を確保するため、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において設定している成果指標・目標から設定したもの。 危険密集市街地は、平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和5年度末で1,662haとなり、引き続き、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めることが必要。現行のハード面の成果指標の目標期間を10年間延長し、令和12年度までにおおむね解消することを目指す。 また、危険密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するためには、ソフト対策を強化することが求められるため、新計画においてソフト対策の成果指標を導入し、令和7年度までに全ての地区において取組を実施することを目指す。			
【外部要因】 目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。			
【他の関係主体】 地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)			
【重要政策】 ・国土強靱化基本計画の変更(平成30年12月14日)(第3章国土強靱化の推進方針 2施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都市)密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。 ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日)(第3章各項目の主な具体的措置) 地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)(第2章 重点的に取り組むべき対策 1激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 (1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策) 地震時等に著しく危険な密集市街地対策 ・住生活基本計画(全国計画)の全部変更(令和3年3月19日閣議決定)(第2 目標2) 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局都市安全課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室		
【関係課】	都市局都市計画課、都市局市街地整備課、都市局街路交通施設課、都市局公園緑地・景観課、都市局まちづくり推進課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局市街地建築課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(35) 災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約52% (令和元年度) ②約37% (令和元年度) ③約31% (令和元年度)	①約60% (令和7年度) ②約42% (令和7年度) ③約38% (令和7年度)
【指標の定義】 ①主要な管渠 【分子】 重要な幹線等のうち、耐震化が行われている延長 【分母】 重要な幹線等の延長(重要な幹線等:流域幹線の管路、ポンプ場・処理場に直結する管路、河川・軌道等を横断する管路、緊急輸送路に埋設された管路) ②下水処理場 【分子】 地震時においても、下水処理機能のうち、「揚水」・「沈殿」・「消毒」による最低限の機能が確保されている下水処理場の箇所数 【分母】 全国の下水処理場の箇所数 ③ポンプ場 【分子】 地震時においても、揚水機能が確保されているポンプ場の箇所数 【分母】 全国のポンプ場の箇所数 初期値(R元年度) ①52%=44,062km/84,137km ②37%=793箇所/2,122箇所 ③31%=1,197箇所/3,856箇所			
【目標設定の考え方・根拠】 ①主要な管渠： 地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 ②下水処理場： 地方公共団体の耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 ③ポンプ場： 地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。			
【外部要因】 地中埋設物関係者や地元との調整状況			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) 第2章. 1. (2)交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 下水道施設の地震対策 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日) 「ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(36)①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 *	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約87% (平成30年) ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%) (令和2年度)	耐震性の不足する ものをおおむね解 消 ①(令和12年) ②(令和7年)
【指標の定義】			
①住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの(※1)の戸数(いずれも居住世帯のある住宅の戸数)の割合 ②耐震診断義務付け対象建築物(※2)の総棟数のうち、耐震性を有するもの(※3)の棟数(いずれも耐震診断結果を公表した耐震診断義務付け対象建築物の棟数)の割合 (※1)新耐震基準(昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準)で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの (※2)・要緊急安全確認大規模建築物 平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。 (※3)新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。 【初期値(基準年度)】①約4,660万/約5,360万=約87%(平成30年) ②9,825/11,084=約89%(令和2年4月1日)			
【目標設定の考え方・根拠】			
①平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標(令和7年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)を5年間スライドさせて設定。(住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)等) ②他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化した上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を従来から引き続き目標として設定。(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)等) ※「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において目標設定を検討し、令和2年5月にとりまとめ(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000137.html)			
【外部要因】			
住宅・建築物の耐震改修や老朽化した住宅・建築物の建替え・除却等のペースは経済状況等に影響される。			
【他の関係主体】			
地方公共団体、耐震改修支援センター等			
【重要政策】			
・「住生活基本計画(全国計画)」「(令和3年3月19日閣議決定)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の中長期目標において、令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することとされている。 ・「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日)第3章に記載あり ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号、令和3年12月改正施行。)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消するとの目標を掲げている。 ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(令和4年9月30日中央防災会議決定)や「国土強靱化年次計画2022」(令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定)においても、これらと同じ目標が掲げられている。			
【備考】			
【担当課】	住宅局建築指導課		
【関係課】	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室、住宅局住宅生産課、住宅局住宅経済・法制課住宅金融室、住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		

参考指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【参考指標】	(参26) 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15 (令和元年度)	約800 (令和7年度)
【指標の定義】 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数			
【目標設定の考え方・根拠】 令和3年度の水防法の改正により、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定が義務付けられたところであり、そのうち、過去に浸水被害が発生しているなど、早期に指定が必要な約800団体を目標として設定。			
【外部要因】 地元との調整状況等			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・国土強靱化年次計画2024(令和6年7月26日) 「下水道による浸水対策を実施している団体において、最大クラスの内水に対応したハザードマップ作成のため、簡易手法による浸水シミュレーションの事例を展開するなど、浸水想定区域図の早期作成を促進する。」 ・気候変動適応計画(令和5年5月30日) 「最悪の事態も想定した対策の検討のため、浸水想定区域の指定の対象とする外力を、想定し得る最大規模のものとするとともに、洪水だけでなく、内水、高潮も対象とする。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) 「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 大臣官房参事官(上下水道技術)		
【関係課】			